

拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託仕様書

川 口 市

(福祉部 福祉総務課)

1 件名

拉致問題の周知・啓発に係る映像制作業務委託

2 業務の目的

北朝鮮による拉致問題の現状、本市の取り組み等を効果的に発信することで、拉致被害者を有する本市の市民一人一人が、この問題を我が事として捉え、決して忘れないという意識を醸成していくことを目的に、鉄道車内や街頭モニターなどで放映するコンテンツの制作及び放映を委託するもの。

3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

業務委託の内容は、以下のとおりとする。

ア 企画・構成

- (ア) 拉致問題の現状、本市の取り組み等を効果的に発信する15秒以上の動画を3本以上作成すること。
- (イ) 必要に応じてキャストを用意し、動画内に取り入れること。
- (ウ) 複数年使用可能な内容とすること。
- (エ) 障害者にも配慮した仕様で制作すること。
- (オ) アニメーションも可とする。
- (カ) ナレーションやインタビューの台本等の作成に協力すること。
- (キ) 事前の打ち合わせ内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。
- (ク) 決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

イ 撮影

企画・構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- (ア) 肖像権や著作権について必要な手続き
- (イ) ドローンを用いる場合は、撮影に必要な申請

ウ 撮影対象

川口市内、埼玉県内及び東京都内

なお、撮影箇所は市が指定するものとし、撮影日については別途協議の上、決定する。

エ 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・字幕（テロップ）の挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本市による内容確認及び修正等の指示を受ける。内容確認及び修正等の指示のタイミング及び回数は以下のとおりとする。

- (ア) 企画・構成段階 2回程度
- (イ) 編集作業 2回程度

キ 成果物の納品

成果物は次の要件・規格で川口市福祉部福祉総務課が指定する場所に令和9年2月26日（金）までに納品するものとする。

（ア）動画の規格は、16：9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。

（イ）動画の納品は仕様に合わせて以下を制作するものとする。

- a 配信用データ（YouTube や交通広告などで再生・放映可能な形式）
- b 動画編集ソフト等で編集可能な保存形式
- c DVDディスク3枚

ク 放映

動画を県内に広く周知するため、制作した15秒程度のPR版（CM）をテレビ放送（地上デジタル放送）で放映するための効果的な手法を提案するものとする。

5 業務遂行上の留意事項

ア 受注者は、業務を円滑に実施するため、発注者と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況、業務内容に関する疑義等について打合せを行い、その結果については、必要に応じて、受注者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認すること。

イ 受注者は、あらかじめ作業計画書及び工程表を提出すること。

6 著作権の帰属

受注者は、本業務の成果物に係る肖像権・著作権を発注者に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材で他に肖像権・著作権を有している者がいるものについては、本業務に関連する場合にのみ使用できるものとする。

7 資料等の貸与及び返還

ア 受注者は、発注者に対し、業務上必要な資料等の貸与を求めることができる。

イ 発注者は、受注者から貸与を求められた資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。

ウ 受注者は、発注者から貸与された資料等については、業務完了時まで責任を持って発注者に返還するものとする。

8 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 仕様書の変更

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、変更することができるものとする。

10 その他

ア 本業務で収集した情報は、本業務の目的以外に使用することはできない。

イ 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。